

○成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法（抄）

昭和五十三年五月十三日号外
法律第四十二号

（工作物の使用の禁止等）

第三条 国土交通大臣は、規制区域内に所在する建築物その他の工作物について、その工作物が次の各号に掲げる用に供され、又は供されるおそれがあると認めるときは、当該工作物の所有者、管理者又は占有者に対して、期限を付して、当該工作物をその用に供することを禁止することを命ずることができる。

一 多数の暴力主義的破壊活動者の集合の用

二 暴力主義的破壊活動等を使用され、又は使用されるおそれがあると認められる爆発物、火炎びん等の物の製造又は保管の場所の用

三 成田国際空港又はその周辺における航空機の航行に対する暴力主義的破壊活動者による妨害の用

2 国土交通大臣は、前項の禁止命令をしようとする場合において、当該禁止を命ぜられるべき者を確知することができないとき、又は当該命令を伝達することができないときは、公告によりこれを行うことができる。

3 5 （略）

6 国土交通大臣は、第一項の禁止命令に係る工作物が当該命令に違反して同項各号に掲げる用に供されていると認めるときは、当該工作物について封鎖その他その用に供させないために必要な措置を講ずることができる。

7 15 （略）

16 国土交通大臣は、第一項又は第六項から第八項までの規定による権限を行使する場合においては、その要件の事実につき、関係行政機関に対し、必要な資料の提供及び意見の提出を求めるものとする。

○成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法施行規則（抄）

昭和五十三年五月十三日号外
運輸省令第二十五号

（公告）

第一条 成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法（昭和五十三年法律第四十二号。以下「法」という。）第三条第二項の規定による公告は、官報又は新聞紙に掲載することにより行うものとする。